

府中市立図書館事業評価の評価方法について

1 図書館評価とは

図書館評価とは、「図書館全般の活動ならびに運営の実態について点検ならびに測定し、その存在意義、機能の発揮状況、目標の達成具合などについて判断すること」とされています。（『図書館情報学用語辞典 第5版』丸善出版 2020.8刊）

また、評価の実施については、『図書館法』第七条の三や、『図書館の設置及び運営上の望ましい基準』（平成24年12月19日文科科学省告示第172号）において、努力義務としてうたわれています。

2 府中市の図書館評価について

府中市立中央図書館と地区図書館の一部関連業務については、平成19年12月よりPFI手法※1で運営を行っております。その運営の中で、本市が実施するサービスについて、PDCAサイクルによる進行管理を行っていくため、令和4年度・5年度の府中市図書館協議会において府中市独自の図書館評価の手法についてご議論いただき、その結果を踏まえて「府中市立図書館サービス状況調査票」を作成しました。

この調査票を基に、今年度より委員の皆さまのご協力をいただきながら、府中市の図書館評価を実施するものです。

※1：民間活力を活用して、公共施設等の設計から建設、維持管理、運営までの各業務を一体的に事業者へ委託する手法

3 評価の流れ（予定）

- (1) 前年度の各種サービスの実績について、図書館が点検及び評価を行い、サービスの実績や今後の方向性を入力し「府中市立図書館サービス状況調査票」を作成します。（第1回会議前）
- (2) (1)の概要について、委員の皆さまにご説明いたします。（第1回会議）
- (3) 委員の皆さまに「府中市立図書館サービス状況調査票」の「委員の意見等」の欄に、ご意見やお気づきの点等を入力していただきます。（第1回会議後～1ヵ月程度）
- (4) 各委員からのご意見を集約した「府中市立図書館サービス状況調査票」を用いてご議論いただきます。（第2回会議）
- (5) (4)の結果について、事務局でとりまとめます。正副会長には「府中市立図書館サービス状況調査票」の、「総合所見」※2（案）を作成いただきます。（第2回会議後～1ヵ月程度）
- (6) 委員の皆さまに「総合所見」（案）を含めた「府中市立図書館サービス状況調査票」をご確認いただき、最終的な評価とさせていただきます。（第3回会議）

※2：図書館サービス全体についての総合的な意見または特筆すべき意見等